

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013門第109号
事故等種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成25年8月29日（木） 09時00分ごろ
発生場所	長崎県対馬市所在の対馬黒島灯台東北東方沖 対馬黒島灯台から真方位060° 15.1海里付近 （概位 北緯34° 26.6′ 東経129° 40.4′）
事故等調査の経過	平成25年8月29日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート <sup>ド</sup> NON <sup>ディー</sup> D、35トン 141115、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長及び船舶所有者ほか1人が乗り組み、平成25年8月29日05時00分ごろ大韓民国釜山 <sup>ぶさん</sup> 広域市釜山港を福岡県福岡市博多港に向けて出港した。 本船は、対馬東方沖に至る頃、船長が、主機燃料関係の警報ランプの点灯を認め、主機の回転数を少し下げて航行を続けていたところ、09時00分ごろ、対馬黒島灯台東北東方沖において、主機が停止した。 船長は、燃料油タンクを切り替えるなどして主機の始動を試みたが、始動できなかったため、運航不能と判断し、09時20分ごろ海上保安庁に救援を依頼した。 本船は、来援した巡視艇にえい航され、17時00分ごろ対馬市比田 <sup>ひた</sup> 勝港に入港した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約10m/s、視界 良好 海象：波高 約3m
その他の事項	本船は、本インシデント前の約1年間、売却のために釜山港に展示されていた。 本船は、釜山港の出港前、地元の造船所が、燃料油タンク内の燃料油を抜き出して同タンク内を掃除し、燃料油を満載した。 本船は、主機付きのカートリッジ式燃料油フィルター（以下「燃料油フィルター」という。）の予備が船内になく、比田勝港に入港後、燃料油フィルターを取り寄せて交換したところ、主機は、正常に運転された。

	<p>燃料油フィルターは、本インシデント前の2年間、交換されていなかった。</p> <p>船長は、回航要員として初めて本船に乗船した。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、対馬黒島灯台東北東方沖を航行中、主機に燃料油が供給されなくなったことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>主機は、1年間運転されず、燃料油フィルターが2年間交換されていなかったことから、同フィルターが目詰まりして燃料油が供給されなかった可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、本船が、対馬黒島灯台東北東方沖を航行中、主機に燃料油が供給されなくなったため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料油フィルターを定期的に交換すること。</li> <li>・ 燃料油フィルターの予備を船内に保管しておくこと。</li> <li>・ 長期間、船を使用していなかった後、船を使用する場合は、燃料油システムの点検を行うこと。</li> </ul>